

## 令和5年度 第2回 高石市人権擁護審議会 議事録

【開催日時】 令和6年3月14日(木) 午前10時から開催

【開催場所】 高石市役所 本館2階 正庁大会議室南

【出席委員】 委員18名中11名の委員が出席され開催した。

|       |       |        |
|-------|-------|--------|
| 杉原 充志 | 向井 太志 | 宮前 綾子  |
| 石田 孝文 | 澤谷 榮子 | 若崎 孝子  |
| 七野 大一 | 宮口 典子 | 工藤 由加里 |
| 西川 祐子 | 橋本 徹雄 |        |

(以上委員11名)

【欠席委員】 一井 久子 阿部 泰 藤田 政明 山崎 雅雄  
山路 駒子 竹内 弘仁 山本 圭作

【日 程】 (1) 高石市人権施策推進基本方針の見直しについて  
(2) その他

【確認事項】 ・事務局から高石市人権施策推進基本方針の改正案等について説明。

### 【質疑応答】

(1) 高石市人権施策推進基本方針の見直しについて

(会 長) 前回の会議では、高石市人権施策推進基本方針の改正について、特に取り組むべき主要課題の所で、記載順序を中心にご議論頂いた。本日は、記載順序をどうするのか、また、基本方針の改正(案)の内容についても、ご意見を頂き、改正(案)を仕上げて参りたい。事前に配付して頂いている前回の議事録にお気づきの点等があれば、この会議の最後に承りたい。

(委 員) 「生活困窮者等が置かれている状況について、理解を深め、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、その能力に応じた教育を受ける機会を提供する等適切な支援につなげる必要があります。」

とあるが、その能力に応じた教育というのはどういうことなのか、分かりにくい。

(事務局) 機会に恵まれない児童や生徒の教育機会を確保するという教育機会確保法があるので、貧困という状況に置かれていても、義務教育をちゃんと受けて頂く機会を与えるということでこういう形にした。

(委員) 生活困窮ということで、「能力」という意味は生活の能力なのか、金銭ということなのか、教育を受けるための知的な能力なのかかわからない。

(事務局) 「能力」は、不登校が今増えている中で、教育を受ける機会がなくなっている方の、学校に行くことができていないその能力を指している。

(委員) 憲法で、国民は能力に応じて教育を受ける機会があるという。それから言うと、生活困窮者も能力に応じたというのではなく、能力を発揮できるように教育をするというのが、必要ではないか。生活に困っているので、塾に行かせられない、そういうことが問題になるのではないか。

(会長) 「能力」というのは決して経済的能力を指すのではないということとは確認させて頂きたい。  
個性や能力を最大限発揮できるための環境整備という意味で、「その能力に応じた教育を受ける権利」という言い方がよくされている。

「能力」は親の経済的負担能力では全くないということが一つ。もう一つは「能力に応じた」というのはそれぞれの与えられた条件環境を最大限に発揮でき活かせる能力、潜在能力を経済的困窮のために発揮できないということは、あつてはならない「子供たち一人一人の」という意味である。

(事務局) もう少し表現を改めて考え記載したい。

(会長) 全ての子供たちが潜在能力を持っていて、その能力を最大限発揮

させるのが教育であり、それを発揮させる上で経済的にかなわない  
ということはあってはならないという理解をここで共有したい。細  
かな表現については、また事務局の方で修正頂きたい。

(委 員) 「能力」の捉え方もいろいろであり、人によって解釈が分かれる。  
「能力」がなくても良いのではないか。

(委 員) 解釈がいくつもあるという表現は残さない方が誤解を招かなくて  
良い。要は表現よりも政策の中身だと思う。それを念頭に置いて修  
正頂ければ。

(会 長) 能力議論については、検討して頂いて最後に委員の皆様のご意見  
を反映した形にしたい。

(委 員) 用語解説の所から言うと、「ヘイトスピーチ」の説明が、「特定の国  
の出身者であること、又はその子孫であることを理由に、日本社会  
から追い出そうとしたり危害を加えようとしたりするなどの一方  
的な内容の言動」となっており、かなり狭い表現となっている。少  
し幅を広げた方が良いと思う。

二つ目が「⑦感染症に関する人権問題」の所での、「HIV 感染者」、  
「ハンセン病」の所の用語説明である。ここについてだけが病気の  
ことを説明している。病気というより、なぜタイトルとして、「感  
染症に関する人権問題」というのがあるのか、特にハンセン病は、  
徹底隔離する怖い病気だとされて来たという課題もある。そういっ  
たことも含めて少しこの⑦の課題も変えた方が良いのではないか。  
三つ目は「性的マイノリティ」の説明である。ここに書かれている  
レズビアンやゲイ、トランスジェンダー、バイセクシュアルといっ  
た性的少数者は、性的指向という説明になる。

性的マイノリティは少し意味が広い。自分がどういう性であるか、  
自分がどう認識するのか、生存権といったことも含まれる。性的マ  
イノリティの説明としては狭くなっており、性的指向の説明になっ  
ているので、少し文言を追加された方が良いのでは。

最後にもう一点、「この方針を作った後取り組み状況を定期的に審  
議会に報告するなど、PDCA サイクルの中で取り組む。」と書かれて  
いるが、施策を投入した後の効果のチェックの仕方が、来年度以降  
必要なのではないか。

(事務局) 委員ご指摘の、幅を持った広い意味の文言に修正したい。  
チェックの仕方についても、来年度以降の課題にしたい。

(委員) 「④障がいのある人の人権」という所で、以前は「障がい者の人権」となっていたが、今回は「障害のある人の人権」と変えている。  
今までは「障害のある人が家庭・地域や職場・学校などで、ともに生活を送り幸福な人生を目指してくらすことのできる社会（ノーマライゼーション）」という記載があったが、なくなっている。  
「⑪様々な人権」ということで「こころの病」が対象となっていた。  
どんな風な捉え方でやっているのか

(委員) 心の病はすごく分かりにくい。心が病になるわけではない。「自律障害」であるとか「心」と言ってしまうと、気持ちの持ちようだとか、依存症というのも結局心が弱い人間だということになるが、そうではなく病気なのである。  
心の病ということも、表記の仕方を考えられては。

(会長) 肝心の「心の病」の理解が固まっていない。

(事務局) もう少し表記を整えて行きたい。

(会長) 現行のノーマライゼーションという言葉が継承されていないことについては。

(事務局) その件についても、表記する方向で検討したい。

(委員) 「⑧情報化社会における人権」の所で、他市でモニタリングをやって色々な情報をチェックしている所があるが、高石市ではそういった取り組みはしているか。

(事務局) モニタリングをする設備が整っていないため実施していないが、今後検討していきたい。

(会長) 前回ご議論頂いた取り組むべき主要課題の掲載順序で、番号のつ

け方とか番号がなくても良いのではないかという意見があった。結果的には前回ご提案頂いた、同和問題の順序については、5番目に来るという形での修正案ということになっている。大阪府の例に倣ってということだが、これはこのままにさせて頂く。

「その他の人権」が「様々な人権」に変えられているが、「その他」というのはいかにも順序がついているようなので、これで良いのでは。

(委 員) 「⑨性的マイノリティの人権」が増えたが、今は学校の中でも性のマイノリティの人権の話が教育されていると思う。

(会 長) 一応今日ご指摘頂いた所も踏まえ、再度事務局で検討させて頂く。特にご意見等がなければ、「基本方針見直し案」については、大筋了承を頂いたので、細かな修正については引き続き事務局の方で行う。

## (2) その他

(事務局) 本審議会の後、基本方針の改正(案)を取りまとめて、その後、本市において、基本方針の改正(案)についてパブリックコメントを実施する予定である。

その結果を踏まえて、今後の答申を含め、次回の審議会の開催の日時については、後日別途ご連絡したい。

(会 長) 今日の取りまとめについては、会長一任ということで、事務局で成案を作らせて頂くということによろしいか。それでは今回のご意見を反映したものをパブリックコメントにかける。

(事務局) 今回頂いた色々な意見の反映については、会長一任で取りまとめたい。パブリックコメントに付した際に、現在の審議の内容と大きく違う意見が出た時には、またご相談をさせて頂きたい。

(会 長) 本日の案件はすべて終了したので、審議会はこれで終わらせて頂きたい。

【午前 11 時 15 分閉会】

